

四日市市告示第166号

四日市市地域防犯活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市地域防犯活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市地域防犯活動支援事業補助金交付要綱（平成24年四日市市告示第113号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和10年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、市長は、有効期限までに第21条に基づく事業評価を行い、当該事業を必要と認めたときは、要綱の改正等の適切な措置を講じるものとする。	附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、市長は、有効期限までに第21条に基づく事業評価を行い、当該事業を必要と認めたときは、要綱の改正等の適切な措置を講じるものとする。

第4号様式から第6号様式までを次のように改める。

第5号様式（第13条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所
団体名
代表者
連絡先

四日市市地域防犯活動支援補助金計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号— において交付決定を受けた地域防犯事業について、
下記のとおり変更が生じたので、四日市市地域防犯活動支援補助金交付要綱第13条の規定
に基づき下記のとおり申請します。

記

1 補助金変更申請額 金 円

2 変更の内容

受付

地区市民センター	市民協働安全課

第6号様式（第15条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所
団体名
代表者
連絡先

四日市市地域防犯活動事業実績報告書

年 月 日付け 第 号一 で補助金等の交付決定を受けた 年度四日市市地域防犯活動事業を完了（廃止・中止）したので、四日市市地域防犯活動支援事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実績及び効果

- 2 添付書類
 - (1) 収支決算書
 - (2) 領収書等の写し
 - (3) その他写真など

受付

地区市民センター	市民協働安全課

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

(市民生活部市民協働安全課)